

3歳～5歳児クラスの副食費について（1号、2号認定）

・給食の材料にかかる費用（給食費）については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため、施設を利用する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則となりますので、無償化後も引き続き、保護者の皆様のご負担となります。

・年収360万円未満相当世帯又は第3子以降の子どもについて、副食(おかず・おやつ)の費用は免除となります。詳しくは下に記載されている免除者の一覧をご確認ください。

・主食費については引き続き、保護者の皆様のご負担となります。（収入に応じた免除等はありません）

副食費の免除者の一覧

※免除と記載されている色のついている部分に該当する世帯は副食費が無料です。

※別途徴収と記載されている部分に該当する世帯は副食費が免除されませんのでお支払いください。

○ 教育認定

1号認定（満3－5歳児クラス）				
全ての世帯				
カウント	第1子	第2子	第3子以降	
生活保護世帯・里親	多子カウント年齢制限なし （生計を一にする子ども）	免除	免除	
市町村民税非課税世帯				
市町村民税均等割のみ世帯 （所得割非課税）				
市町村民税所得割課税額	1円以上 ～	別途徴収	別途徴収	
77,101円以上 ～	多子カウント年齢制限あり （小学校3年生以下の子ども）			

○ 保育認定

2号認定（3～5歳児クラス）									
ひとり親・障害者 以外の 世帯					ひとり親・障害者世帯				
カウント		第1子	第2子	第3子以降	カウント		第1子	第2子	第3子以降
生活保護世帯・里親		多子カウント年齢制限なし （生計を一にする子ども）	免除		多子カウント年齢制限なし （生計を一にする子ども）		免除		
市町村民税非課税世帯									
市町村民税均等割のみ世帯 （所得割非課税）									
市町村民税所得割課税額	1円以上 ～ 57,700円未満	多子カウント年齢制限あり （小学校就学前子ども）	別途徴収		多子カウント年齢制限あり （小学校就学前子ども）	別途徴収			
	57,700円以上 ～ 77,101円未満								
	77,101円以上 ～								

施設区分	副食費の金額	お支払い方法	お問い合わせ
公立保育所	4,800円 ※令和7年度に限り、300円の補助があります。	口座振替または、納付書（金融機関・コンビニ） でのお支払いになります。	帯広市役所 こども課 0155-65-4158 0155-65-4159
私立保育所（園） 認定こども園 幼稚園 等	副食費の金額やお支払い方法については、各施設で設定していますので、詳細については通っている施設へお問い合わせ下さい。		

